

東広島市医療的ケア児受入等実施要綱

(令和7年4月1日制定)

(令和8年2月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）で、集団生活が可能であると市長が認めた児童が、保育所等において健康で安全な生活を送ることができるよう必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、保育所等とは、本市に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第34条の15第2項の規定により認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所をいう。（以下保育所等という。）

(対象児童)

第3条 対象児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条のいずれかの認定を受けているもののうち、次の各号を全て満たす者である。

- (1) 病状や健康状態が安定していて、医師から集団生活が可能と判断されていること。
- (2) 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること。
- (3) 保護者や医師の同意のもと、保育所等と医療機関が連携できること。

(保育所等で提供する医療的ケアの内容)

第4条 保育所等では、次の各号に掲げる医療的ケアを行う。

- (1) 経管栄養（経鼻）
- (2) 経管栄養（胃ろう・腸ろう）
- (3) 吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内、気管）
- (4) 導尿
- (5) 血糖管理

(医療的ケア実施の申込み)

第5条 保育所等における医療的ケアの実施を希望する保護者は、「医療的ケア児保育所等利用事前相談票」（第1号様式）に次の各号に定める書類を添付して市長に提出することにより申し込まなければならない。

- (1) 「医療的ケアに係る調査票」 (第2号様式)
- (2) 「日常生活の状況に係る調査票」 (第3号様式)
- (3) 「医療的ケアに係る主治医意見書」 (第4号様式)

(実施の決定)

第6条 医療的ケアの実施の可否については、ケース会議の結果を踏まえ決定する。

2 ケース会議は、保育課とこども家庭課が連携して行うこととする。

(保育利用の調整)

第7条 前条に定めるケース会議により保育所等での医療的ケアの実施可能と判断した場合、市長は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定に基づき、保育所、認定こども園の利用について調整を行う。

(医療的ケアに関する指示)

第8条 前条に定める利用の調整の結果、保育の実施の承諾の通知を受けた保護者は、「医療的ケアに関する指示書」(第5号様式)(以下「指示書」という。)を利用開始の1カ月前までに保育を実施する保育所等に提出しなければならない。指示書を受領した保育所等は、その写しを保育課へ送付しなければならない。

2 保護者は、医療的ケアの内容を確認するため、毎年度1回、前項に定める指示書を保育所等に提出しなければならない。

(医療的ケアの実施)

第9条 保護者から前条に定める指示書の提出を受けた保育所等は、「医療的ケア実施開始通知書」(第6号様式)、「医療的ケア実施計画書」(第7号様式)(以下、「計画書」という。)及び緊急時対応マニュアルを作成し、保護者に対して保育所等で実施する医療的ケアについて十分に説明した上で通知するとともに、その写しを保育課へ送付しなければならない。

(医療的ケアの承諾)

第10条 前条に定める通知を受けた保護者は、「医療的ケア実施承諾書」(第8号様式)を対象の保育所等に提出しなければならない。

(看護師等の業務)

第11条 医療的ケアを実施する者は、看護師又は准看護師(以下「担当看護師等」という。)とする。

2 担当看護師等は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 第8条に定める指示書に基づき、第9条に定める計画書を作成の上、医療的ケアを実施すること。
- (2) 医療的ケアの実施内容を記録すること。
- (3) その他保育所等の長が必要と認める事項を行うこと。

(保育所等の責務)

第12条 保育所等は、次の各号に定める責務を負う。

- (1) 医療的ケア児の保育に当たっては、医療的ケア児ごとに保育の方針等を記載した個別計画を作成すること。なお、第9条に定める計画書と一体のものとして作成することも可能とする。
- (2) 6か月ごと又は医療的ケアの内容に疑義が生じたとき「医療的ケア実施報告書」（第9号様式）を作成し、保護者および保育課長に交付した上で、報告内容について医師の確認を得ること。
- (3) 医師の指示内容、搬送する医療機関、主治医及び保護者との連絡を円滑に行うことができる緊急連絡先等が記載された緊急時対応マニュアルを作成し、緊急体制を整備するとともに施設の職員に周知徹底すること。
- (4) 緊急時、保育所等の長の指示の下、前号に定めるマニュアルに基づき適切に対応すること。
- (5) 医療的ケア児が安心して保育所等において生活できる環境等を整えるために、担当看護師等に対して、医療的ケアに関する研修等への参加の機会を与えるよう努めること。
- (6) 本要綱に基づき作成及び提出を受けた書類については、対象の医療的ケア児が保育所等に在園している間は保管し、退園後も5年間は保管するとともに保護者又は市長が提示を求めた場合は速やかに提示すること。

(保護者の責務)

第13条 保護者は、次の各号に定める責務を負う。

- (1) 市長又は保育所等の長が必要に応じて実施する医療的ケアに係る面談を受けること。
- (2) 医療的ケアの実施に必要な医療機器の準備並びに点検及び整備を行うこと。
- (3) 登園時、対象の医療的ケア児の健康状態について、担任保育士又は担当看護師等に伝達すること。
- (4) 1年ごと又は保育所等利用開始前に計画書で定めた時期に医師の診察を受け、「医師受診結果連絡票」（第10号様式）を保育所等に提出すること。
- (5) 保育所等の長、担任保育士又は担当看護師等が医師との面談を求めた場合には、遅滞なく医師にその旨を伝えること。
- (6) 保育所等の利用は、担当看護師等の勤務の範囲している時間帯内に行うこと。

(医療的ケアの実施内容の変更等)

第14条 保護者は、医師の指示により医療的ケアの実施内容を変更又は追加する場合は、第8条に定める指示書を再度提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項に定める医療的ケアの実施内容の変更に伴う申込書及び指示書が再提出された場合に準用するものとする。

(実施状況の確認等)

第 15 条 市長は、保育所等における医療的ケアの実施状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 市長は必要に応じて、保育所等の長、担当看護師等、保護者、医師又はその他市長が必要と認める者を集めて、対象児童に係るケース会議を開催することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、保育所等における医療的ケアに係る必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。